

# 本年度、国保税率は変更ありません

# 国民健康保険税についてお知らせ

国民健康保険は、地域の医療保険として町が運営。皆さんからの国保税と国・県補助金や負担金で賄われています。安心して医療にかかるよう、みんなで支え合っていく考え方を基本にしています。

## 国民健康保険税額

保険税率	介護分 1.22%
医療分 3.01%	支援分 1.45%
20.10%	10.50%
14,100円	5,100円
15,900円	6,780円
10.31%	8,220円
6,720円	

表1●国民健康保険税額の算出基礎

課 税 対 象	所得割額 町民税の基礎額である所得額 (総所得金額+山林所得額)から 基礎控除額(33万円)を差し引いた額
資産割額 加入者の固定資産税額 (土地・家屋分)	均等割額 被保険者1人につき
均等割額 被保険者1人につき	平等割額 1世帯につき
×	×
×	×
×	×
×	×

- 本町の国民健康保険税は、ますが、国保に加入している

40から64歳(第2号被保険者)の人は、医療分・支援分・介護分を合わせた額を国保税として納めていただくことになります。

●賦課限度額は、医療分47万円、支援分12万円、介護分9万円です。

●納税義務者は世帯主です。世帯主が被用者保険など(擬制世帯主となる)に加入している場合や、長寿医療制度へ移行している場合でも、世帯の中で国保の加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。

●一定の所得以下の世帯については、均等割額、平等割額を軽減する措置がとられます(所得により7割・5割・2割軽減します)。※特定世帯に該当する人は、

平等割額の半額から軽減措置がとられます。

保険税は国保へ加入発生の月から課税となります。国保の届出は、14日以内にお願いします。保険税は、加入の届出をした日からではなく、資格を得た月の分から納めます。

このため、加入した月までかかるのぼつて保険税を納めなければならなくなります。

保険税は国保の納期が9回(7月から翌年3月)に変更になりました。特別徴収の世帯は年6回(年金支給月)です。

● 3年度途中でやめた人 国保の資格がなくなったときは、世帯全員がやめたときは、国保の資格がなくなります。そのための保険税を再計算します。その結果不足分がある場合は、やめた月以降に納めていただきます。納めすぎの場合はあとで還付します。

● 4その他減免など 災害や特別な事情により、保険税の納付が困難な場合は、申請により減免が認められる場合があります。ご不明な点

など、気軽にお問い合わせください。

● 5課税は加入発生の月から 保険税は国保へ加入発生の月から課税となります。国保の届出は、14日以内にお願いします。保険税は、加入の届出をした日からではなく、資格を得た月の分から納めます。

このため、加入した月までかかるのぼつて保険税を納めなければならなくなります。

● 6納期が9回に 保険税は国保の納期が9回(7月から翌年3月)に変更になりました。特別徴収の世帯は年6回(年金支給月)です。

● 7税務課課税室 保険税の納期が9回(7月から翌年3月)に変更になりました。特別徴収の世帯は年6回(年金支給月)です。

● 8生活健康課町民室 保険税の納期が9回(7月から翌年3月)に変更されました。特別徴収の世帯は年6回(年金支給月)です。

● 9高齢受給者証が藤色に 保険税の納期が9回(7月から翌年3月)に変更されました。特別徴収の世帯は年6回(年金支給月)です。

● 10生活健康課町民室 保険税の納期が9回(7月から翌年3月)に変更されました。特別徴収の世帯は年6回(年金支給月)です。

● 11同住民生活室 保険税の納期が9回(7月から翌年3月)に変更されました。特別徴収の世帯は年6回(年金支給月)です。

● 12高齢受給者証を受け取る方法 保険税の納期が9回(7月から翌年3月)に変更されました。特別徴収の世帯は年6回(年金支給月)です。

● 13生活健康課町民室 保険税の納期が9回(7月から翌年3月)に変更されました。特別徴収の世帯は年6回(年金支給月)です。

● 14高齢受給者証が藤色に 保険税の納期が9回(7月から翌年3月)に変更されました。特別徴収の世帯は年6回(年金支給月)です。

● 15生活健康課町民室 保険税の納期が9回(7月から翌年3月)に変更されました。特別徴収の世帯は年6回(年金支給月)です。

● 16高齢受給者証が藤色に 保険税の納期が9回(7月から翌年3月)に変更されました。特別徴収の世帯は年6回(年金支給月)です。

● 17生活健康課町民室 保険税の納期が9回(7月から翌年3月)に変更されました。特別徴収の世帯は年6回(年金支給月)です。

● 18高齢受給者証が藤色に 保険税の納期が9回(7月から翌年3月)に変更されました。特別徴収の世帯は年6回(年金支給月)です。

● 19生活健康課町民室 保険税の納期が9回(7月から翌年3月)に変更されました。特別徴収の世帯は年6回(年金支給月)です。

対象者	人間ドック(脳ドック)の助成について
1 申請時、1年以上本町の国保に加入している人	川根本町国民健康保険では、加入者が次の要件すべてに該当する人を対象に人間ドックなど健診費用の一部を助成しています。人間ドックで健康検査・早期発見・早期治療、健康づくりにお役立てください。
2 国保税を完納している人	現在、お手元にある高齢受給者証は、各自責任を持って破棄してください。有効期限が平成21年7月31日となつているため、8月1日以後は使えないであります。
主な検査(人間ドック)	身体測定・血圧測定・心電図・尿検査・血液検査・視力検査・眼底検査・肺機能検査・胸部X線検査・消化管検査・超音波検査など

対象者	人間ドック(脳ドック)の助成について
1 申請時、1年以上本町の国保に加入している人	川根本町国民健康保険では、加入者が次の要件すべてに該当する人を対象に人間ドックなど健診費用の一部を助成しています。人間ドックで健康検査・早期発見・早期治療、健康づくりにお役立てください。
2 国保税を完納している人	現在、お手元にある高齢受給者証は、各自責任を持って破棄してください。有効期限が平成21年7月31日となつているため、8月1日以後は使えないであります。
主な検査(人間ドック)	身体測定・血圧測定・心電図・尿検査・血液検査・視力検査・眼底検査・肺機能検査・胸部X線検査・消化管検査・超音波検査など

## 助成に関するご注意

受診希望日・医療機関名・希望検査内容を生活健康課までご連絡ください(電話可)。

※MRI:脳の断層撮影による検査※MRA:脳の血管撮影による検査※人間ドック・脳ドックとも、医療機関により、検査内容が若干異なる場合があります。

※特定期間で返送してください。申請書を確認したのち、「受診証」書を交付します。

## 申し込み方法

受診希望日・医療機関名・希望検査内容を生活健康課までご連絡ください(電話可)。

※MRI:脳の断層撮影による検査※MRA:脳の血管撮影による検査※人間ドック・脳ドックとも、医療機関により、検査内容が若干異なる場合があります。

※特定期間で返送してください。申請書を確認したのち、「受診証」書を交付します。

## 申込手順

受診希望日・医療機関名・希望検査内容を生活健康課までご連絡ください(電話可)。

※MRI:脳の断層撮影による検査※MRA:脳の血管撮影による検査※人間ドック・脳ドックとも、医療機関により、検査内容が若干異なる場合があります。

※特定期間で返送してください。申請書を確認したのち、「受診証」書を交付します。

## 助成について

受診希望日・医療機関名・希望検査内容を生活健康課までご連絡ください(電話可)。

※MRI:脳の断層撮影